

広陵町告示第10号

広陵町防災情報通信システム管理運用要綱を次のように定める。

令和4年5月10日

広陵町長 山村吉由

広陵町防災情報通信システム管理運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広陵町の区域内における災害対策、国民保護、その他の住民等の安全確保及び町長が特に必要と認めた住民への周知に係る事務において、緊急情報を住民へ迅速かつ的確に通報するため、広陵町防災情報通信システム（以下「防災行政無線」という。）の適正な管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。
- (2) 同報系無線局 親局から子局を通じて一斉に情報を伝達する無線局の総称をいう。

- (3) 親局 同報系無線局の通信の運用に関し総合的に管理し、及び統制するため広陵町役場に設置する無線局をいう。
- (4) 子局 同報系親局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (5) 屋外拡声子局 親局から受信した情報をスピーカーで拡声放送するため屋外に設置する無線局をいう。
- (6) 補助局 持ち運びができる可搬型放送装置で、M C A（無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第3条第6号に規定するデジタルM C A陸上移動通信をいう。）金剛山中継局電波エリア内から、屋外拡声子局へ放送ができる無線局をいう。
- (7) 移動系無線局 統制局と移動局又は移動局相互間で情報の収集及び伝達を行う無線局の総称をいう。
- (8) 統制局 移動系無線局の通信の運用に関し総合的に管理し、及び統制するため広陵町役場に設置する無線局をいう。
- (9) 移動局 移動中又は不特定の地点に停止中に運用する無線局をいう。

（無線局の設置場所等）

第3条 無線局の設置場所は、別表第1のとおりとする。

（総括管理者）

第4条 無線局に総括管理者を置く。

2 総括管理者は、無線局の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

3 総括管理者は、危機管理監の職にある者を充てる。

（管理責任者）

第5条 無線局に管理責任者を置く。

2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線局の管理、運用の業務を行うとともに放送従事者を指揮監督する。

3 管理責任者は、防災行政無線所管課長の職にある者を充てる。

(放送従事者)

第6条 無線局に放送従事者を置く。

- 2 放送従事者は、管理責任者の命を受け、電波関係法令を遵守して操作を行わなければならない。
- 3 放送従事者は、管理責任者が職員の中から訓練を受けた者を指名しこれに充てる。

(保守点検等)

第7条 管理責任者は、無線設備の保守の万全を期するため、無線設備の状況を把握し、無線局が常に良好な機能を果たせるよう、次に掲げる事項について点検を実施しなければならない。

(1) 日常点検 常に防災行政無線の運用状況を把握し、その機能が十分発揮されるよう1日1回以上次の事項を実施するものとする。

ア 親局、補助局及び移動系無線局の作動状況の確認

イ 時計の照合

ウ 通信動作確認(同報系無線を除く。)

(2) 定期点検 精密点検を年1回以上実施し、設備の点検、試験、調整及び修繕を行い、障害を未然に防止し、初期性能を維持することに努めるものとする。

(3) 臨時点検 次に掲げる場合においては、臨時に設備の点検を行うものとする。

ア 自然災害により重大な障害が生じたとき。

イ 事故により設備の機能を確認する必要があるとき。

- 2 前項各号の点検を行ったときは、その記録を5年間保存しなければならない。

(運用の原則)

第8条 防災行政無線による放送(以下「放送」という。)は、原則、災害対策及び防犯対策に係る用途に反することをその内容としてはならない。ただし、町長が特に必要と認めた事項についてはこの限りでない。

(放送の種類)

第9条 放送の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 緊急放送 地震、気象、水防及び国民保護措置等の緊急放送をいう。
- (2) 臨時放送 気象及び水防に対する予報又は警報が発令され、現に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、又は防犯対策において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のための放送及び前条ただし書の放送をいう。
- (3) 試験放送 チャイム及び音声による試験的に行う放送をいう。
- (4) 訓練放送 町、奈良県及び国が行う防災訓練及び国民保護訓練に係る放送をいう。

2 前項第1号及び第2号の放送を行うときは、サイレンを吹鳴することができるものとする。

3 サイレンパターンは、別表第2のとおりとする。

(放送時刻)

第10条 放送時刻は、次に掲げるところによる。

- (1) 緊急放送 地震、気象及び国民保護措置の警報を受信したとき。
- (2) 臨時放送 必要に応じて随時
- (3) 試験放送 総括管理者が必要と認めるとき。
- (4) 訓練放送 事前に通知した時刻

(運用時間)

第11条 防災行政無線の運用時間は、常時とし、24時間開局しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。